

自動販売機設置仕様書

1 設置場所

施設名称	所在地	設置場所	設置場所の寸法		販売種類
			幅	奥行	
勝央町総合保健福祉センター	勝央町平 242 番地 1	正面玄関（屋内）	1.50m 以内	0.90m 以内	清涼飲料水 (缶、瓶、ペットボトル)

- (1) 設置台数は1台とする。
- (2) 設置場所の寸法は、自動販売機1台分と回収ボックス込みとする。ただし、回収ボックスを設置するスペースは設置場所（貸付面積）に含めない。

2 設置許可期間（貸付期間）

使用許可日から令和9年3月31日までとする。ただし、設置施設の管理運営形態及び実績を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可できると本町が判断した場合には、1年ごとに更新し、令和11年3月31日まで更新できるものとする。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 本件に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度一般会計予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

(2) 許可等の形態と期間

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可による。

(3) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ① 省エネルギー対応やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ② 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。
- ③ 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機設置自主ガイドライン」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。
- ④ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置および利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 貸付料、売上納付金及び電気使用料を期限までに確実に納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。

③ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、勝央町の指示に従うこと。

④ 水道水を使用する機種の設置はできない。

(5) 自動販売機の維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 設置事業者において自動販売機の保守点検を隨時行い、自動販売機の故障や問い合わせについては、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の対応として、24時間対応可能な連絡先を提出すること。
- ⑥ 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め勝央町に申し出ること。

(6) 災害時の無償提供

災害発生時に勝央町が災害対策本部を設置し、災害対策本部もしくは施設等管理者から飲料提供の要請があった時は、当該自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。その場合、手動の鍵にて操作できるようにするなど、手動等で提供できる手法を勝央町と協議し設置すること。(必ずしも災害救援ベンダー機である必要はない)

4 販売商品の種類等

(1) 販売商品の種類

お茶、ミネラルウォーター、炭酸飲料、コーヒーなどの缶、ビン又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）の販売はしないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。

5 行政財産使用料等

使用許可を受けた自動販売機の設置面積（回収ボックスは含まない）に応じて、勝央町の算定する使用料を年度当初に納付すること。

(1) 行政財産使用料・・・1m²あたり 639 円（月額）

(2) 行政財産使用料は、実際の使用許可面積を（1）に乗じた額とする。

6 電気使用料等

設置事業者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに

限る。) により計測した使用量に基づき、勝央町が定める単価で算定した額を行政財産使用料とは別に設置事業者が負担する。

7 売上納付金

毎月の売上実績額に入札時の売上金納付率を乗じて得た金額を、勝央町が定める期間ごとに納付すること。ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。なお、期日までに納付しない場合は、当該期日の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率を乗じて計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てた額）を滞延金として徴収する。

8 費用負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理及び計量器の設置等に要する費用はすべて設置事業者の負担（設置に伴う電気工事費も含む。）とする。なお、設置に当たっては勝央町の指示に従うものとする。

9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を勝央町に請求することはできない。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 勝央町の責めに帰することが明らかな場合を除き、勝央町はその責めを負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 売上状況等の報告

設置事業者は、毎月の自動販売機の売上本数、売上金額、電気料等の使用量（メーター表示数）を、4月から9月分までを10月に、10月から3月分までを翌年度4月第1週末日までに報告すること。また、報告内容については、次回入札時に公表する場合がある。

12 その他

- (1) 設置事業者は、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）及び販売品目のカタログを提出すること。
- (2) 施設における自動販売機の販売実績（令和6年4月～令和7年3月）
勝央町総合保健福祉センター 1,736本 251,880円
- (3) 勝央町総合保健福祉センターの利用人数は約1,000人／月（令和6年度）
- (4) 勝央町総合保健福祉センターの開館時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
(土日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉館)